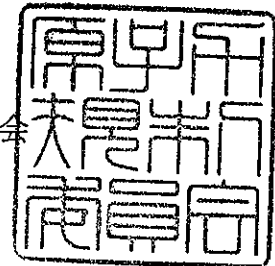




原規規発第 1712065 号
平成 29 年 12 月 6 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究
所の原子炉設置変更許可（NSRR 原子炉施設等の変更）
に関する意見の聴取について

上記の件について、平成 27 年 3 月 31 日付け 26 原機（安）112（平成 29 年 3 月 1 日付け 28 原機（安）023、平成 29 年 7 月 14 日付け 29 原機（安）010、平成 29 年 9 月 8 日付け 29 原機（安）013 及び平成 29 年 11 月 9 日付け 29 原機（安）020 をもって一部補正）をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成 27 年 4 月 15 日付け 27 原機（科保）009 をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項各号の規定に適合していると認められるので、同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

**国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
(NSRR 原子炉施設等の変更) の核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合
について**

平成27年3月31日付け26原機(安)112(平成29年3月1日付け28原機(安)023、平成29年7月14日付け29原機(安)010、平成29年9月8日付け29原機(安)013及び平成29年11月9日付け29原機(安)020をもって一部補正)をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦祥次郎(平成27年4月15日付け27原機(科保)009をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき提出された原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書(NSRR 原子炉施設等の変更)に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用目的(主として原子炉の工学的安全性研究及び教育訓練)を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。